

# 三田市立狭間中学校 いじめ防止基本方針

1	本校の基本方針	2
2	いじめに対する基本的な考え方	2
3	いじめ防止等の指導體制、組織的対応	4
4	重大事態への対応について	7
5	生徒指導年間計画	8
6	いじめ防止のための組織	9
7	いじめ早期発見ためのチェックリスト	10
8	学校いじめ対応マニュアル	11

2022年4月最終改訂  
三田市立狭間中学校

## 1 本校の基本方針

人間尊重を基盤とし、確かな学力と豊かな心でたくましく生きる生徒の育成

めざす生徒像：【自主】自ら考え、計画を立てて自分の力で成し遂げる生徒

【創造】探究心に富み、豊かな発想で困難に立ち向かえる生徒

【根気】健康で明るく、どんなことにも粘り強く努力を続ける生徒

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図る。いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表（ホームページへの掲載等）し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

学校いじめ防止基本方針の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、年間計画（別紙：生徒指導年間計画表）を定める。そして、その取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。なお、生徒、保護者、地域住民等の意見も参考に、学校いじめ防止プログラム等の年間計画を作成、実施することを通じて、より一層、学校いじめ防止基本方針の理解を促進する。

## 2 いじめに対する基本的な考え方

### 【いじめの定義】

「いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条」

「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを通じて行われるものを含む）によって、対象生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

### 【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（文部科学省：いじめ防止基本方針より）

※これらの「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合がある。これらのいじめの中には、犯罪行為（インターネットを通じて行われるものを含む）として、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりする。このような場合には、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

#### 【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、観衆や傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

（「兵庫県いじめ防止基本方針」より）

#### 【いじめの認知】

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童生徒の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の受けとめが重要である。けんかやふざけ合いであっても、気づかないところでいじめを受けている場合がある。また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。ただし、いじめにあたと判断した場合でも、事案に応じて、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも可能である。なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。

#### （留意点）

- ・「弱い者に対して」というような児童生徒間の人間関係にはよらない。
- ・お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
- ・行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
- ・いじめを受けていても、当該児童生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする 경우가多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。

### 3 いじめ防止等の指導体制、組織的対応

#### (1) 本校における取り組み

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、“いじめは絶対にあってはならない”という強い理念を学校全体で持ち、教職員のみならず、生徒が主体的にいじめのない学校づくりを推進していく。

いじめについては、全ての教職員が、“いじめは、どの生徒にも、どの学級にも起こり得る”、“いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる”という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

- 生徒の規範意識の醸成、自尊感情の高まりを目指し、積極的な生徒指導を推進する
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、教育相談体制を充実させる
- 学校生活における様々な場面で、対話を通して共感的な生徒理解に努める
- 問題を未然に防止するためにも、早期発見・早期対応を心がける
- いじめ対応チームが核となり、開発的で予防的な生徒指導に努める
- 様々な指導を通して、規律や集団生活の在り方を考えさせ生徒の自律を図る
- 教職員が主体的に指導する中で連携を徹底し、組織的な対応に努める
- 家庭、地域、関係機関と平素から連携を図り、望ましい協力関係を確立する

児童生徒にいじめに関するアンケートを実施する際には、学校いじめ対応チームについて具体的に認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。個々の教職員は、児童生徒や保護者からいじめに係る相談を受けたり、児童生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいた場合、法第23条に基づき、そのすべてを学校いじめ対応チームに報告する。そして、学校いじめ対応チームは、当該児童生徒及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、適切に記録する。

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

#### (2) いじめ防止の具体的な取組

##### ① いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、生徒の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る」、「どの児童生徒もいじめを受けた者にもいじめを行った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、生徒の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、学校いじめ対応チームで適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する道徳の授業を学校いじめ対応チームが計画するなど、学校が組織的にいじめに対応することが生徒に理解されるような取組を行う。

## ② 信頼関係の構築

普段から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、校内の教育相談を充実させ、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭訪問等により生徒や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、PTAの各種会議や保護者会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取組を行う。

## ③ 早期発見・早期対応（別紙：いじめ早期発見のためのチェックリスト）

いじめは教職員や保護者が気づきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいに類して行われることを認識するとともに、いじめ早期発見のためのチェックリスト等を活用して生徒の小さな変化も見逃さないよう「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。また、全教職員が、生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づきけるよう、教職員の人権感覚や対応力を高めるため、校内研修会を実施する。

## ④ いじめに向かわない態度・能力の育成

生徒が仲間や教職員と心通いあわせ、安全、安心に学校生活を送ることができ、主体的に授業や行事に参加し、活躍できるよう、日頃から「わかる授業づくり」「自己有用感や自己肯定感の向上」に努める。そして、集団の一員としての自覚や自信、意欲、感謝する心などをもち、互いを認め、心通いあう人間関係・学校風土を自らつくり出し、幅広い社会性を育むため、道徳教育や人権教育、特別活動、体験活動等を充実させる。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、<sup>\*1</sup> ストレスマネジメント教室の実施や、<sup>\*2</sup> ソーシャルスキルトレーニング、さらには<sup>\*3</sup> ピアサポート活動等を計画的に実施し、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

※注)

### <sup>\*1</sup> ストレスマネジメント

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習する。危機対応などによく活用される（文部科学省：生徒指導提要より）。

### <sup>\*2</sup> ソーシャルスキルトレーニング

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。（文部科学省：生徒指導提要より）。

### <sup>\*3</sup> ピアサポート活動

「ピア」とは生徒「同士」を意味し、社会的スキルを段階的に育て、生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる（文部科学省：生徒指導提要より）。

## ⑤ 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、いじめ防止のための啓発活動に取り組むため、「いじめに関するアンケート」「教育相談」を生徒や保護者を対象に定期的実施する。

## ⑥ 児童生徒が主体となった取組

道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、いじめ問題について考えを深め、生徒が互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、代議委員会が中心となって「iPad 使用ルール」づくりに取り組むなど、いじめ防止につながる主体的な取組を推進する。

## ⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

全ての生徒に貸与しているタブレット端末の活用方法も含め、情報モラル教育を推進し、警察等関係機関と連携し、発達段階に応じて生徒に指導する。保護者に対しては、家庭におけるスマートフォンやインターネット等の利用に関するルールを互いの意見を取り入れて作るよう入学式前から啓発する。生徒会役員が中心となり、ひょうごサミットへの参加を通して学んだことを学校全体に広げるなど、生徒の主体的な活動を通して啓発活動を行う。

## ⑧ 自殺予防教育の推進

命の危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い時や苦しい時には周囲の大人にためらわずに助けを求める態度を培う。“SOS の出し方”や“相手の相談に対する聞き方”について考えさせ、今現在のみならず、将来にわたって自分自身、周囲の人間の自殺を予防できるような力を身につけさせる。事前アンケートでハイリスク生徒を把握するとともに、定期的に事後アンケートを行うことで、次年度の実施内容に活用するなど、系統的な「<sup>※6</sup>自殺予防教育」を推進する。

※注) <sup>※6</sup>自殺予防教育

自殺対策基本法第 17 条第 3 項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

## ⑧ 学校園所連携の強化

校区の学校園所連携推進を図り、保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間で日頃から緊密に連携する。

## ⑩ 取組に対する評価

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直す。また、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的また必要に応じていじめに関するアンケート、教育相談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、目標の達成状況を評価する。その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### (3) いじめに対する措置（別紙4：学校いじめ対応マニュアル）

いじめが疑われる事案や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、速やかにいじめの事実確認を行い、いじめに係る情報を適切に記録するとともに、全教職員で共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら、いじめの解決に向けた取組を行う。

## 4 重大事態への対応について

法第28条に基づき、以下の重大事態が発生した場合（疑いがあると認めるとき）には、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う（別紙：学校いじめ対応マニュアル）。学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対応チームが中心となり対応する。また、学校長はいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供し、速やかに市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

### 【重大事態とは】

- ア. いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。
- イ. いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

生徒指導年間計画表						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	学校いじめ対応チーム会議①	学校いじめ対応チーム会議②	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1			学校いじめ対応チーム会議⑤
	・年間指導計画立案 ・PTA総会にて保護者向け啓発活動※5 ・全校集会等にて学校いじめ対応チームの存在、いじめ発生時の対応周知	職員研修※6 「不登校の未然防止」	職員研修※6 「QU結果を活用した生徒支援」	職員研修※6 「特別支援教育の観点に基づく生徒理解」	職員研修※6 「生徒の自殺予防」 「良好な人間関係の構築」	
未然防止へ向けた取組	新入生歓迎会	生徒総会にて生徒会役員によるいじめ防止啓発活動	ピアサポート週間	代議委員による校内サミット	生徒会役員による情報モラル啓発動画制作	生徒会役員による総務省動画フェスタ参加
	いじめチェックリスト	ストレスマネジメント教室	Hyper-QUアンケート	SCと連携した心の授業の実施		
	校内情報モラルアンケート	情報モラル授業		情報モラル講演会		自殺予防教室
早期発見へ向けた取組	生活アンケート	生活アンケート	教育相談アンケート	市教委いじめアンケート※4		生活アンケート
	家庭訪問		教育相談	個人懇談		
	いじめ実態アンケート※3	小中連絡会				いじめ実態アンケート※3
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
職員会議・研修等	学校いじめ対応チーム会議⑥	学校いじめ対応チーム会議⑦	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1			学校いじめ対応チーム会議⑩
	職員会議※2	職員研修※6 「カウンセリングマインドを用いた教育相談」	職員会議※2		職員会議※2	今年度の反省と次年度の課題  職員会議※2
未然防止へ向けた取組	あいさつ運動(小中)	文化祭にて生徒会役員による啓発活動	生徒会役員によるひょうごサミット参加		あいさつ運動(PTA合同)	生徒会役員による出前授業
		ストレスマネジメント講習	SCと連携した心の授業の実施	新入生対象情報モラル教室	ストレスマネジメント講習	
早期発見へ向けた取組	生活アンケート	教育相談アンケート	市教委いじめアンケート※4	生活アンケート	市教委いじめアンケート※4	教育相談アンケート
		教育相談	個人懇談			教育相談
		小中連絡会		いじめ実態アンケート※3	小中連絡会	小中引き継ぎ会 中高引き継ぎ会
※1 学校いじめ対応チーム会議：月1回程度は集まり、情報共有する。いじめが疑われる事案が起こった時には、緊急対策会議を開催する。 ※2 職員会議：学校いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。また、その取組状況等を学校評価として定期的に点検・評価を行い、改善に努める。 ※3 学校いじめ実態アンケート・教育相談：いじめの実態を把握するためのもので、定期的実施する。 ※4 いじめに関する生活アンケート：いじめの実態把握のため、市教委が学期に1回実施する。 ※5 保護者会等における保護者向け啓発活動：学校の指導方針(学校いじめ対応チームの存在や活動等)を保護者へ周知する。 ※6 全教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。						

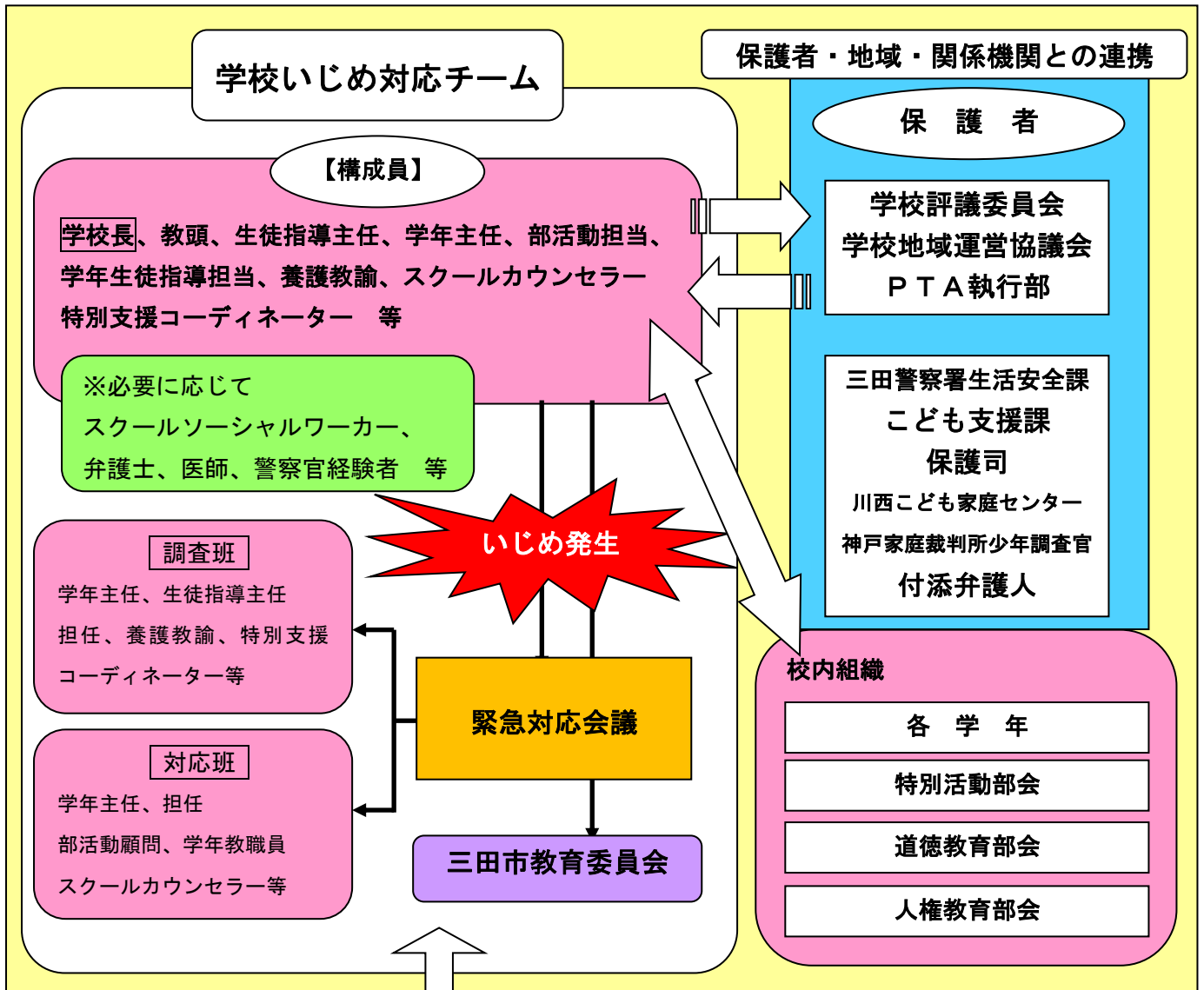


# 【いじめの防止等のための組織】

## 1 目的

- ① いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。
- ② 未然防止・早期発見・早期対応はもちろんのこと、実効的な校内組織を充実させるとともに家庭や地域、関係機関等との連携を密にしながら、社会総がかりで取り組みを推進する。
- ③ いじめ問題への組織的な取組を推進するため、その中核となる「学校いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを起点として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ④ 組織が有効に機能しているかについて、学校評価等において目標を定め定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

## 2 組織図



【注】各学校規模や校務分掌など、実情に応じた組織体制を編成する

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

### いじめを受けている子

#### ●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

#### ●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

#### ●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

#### ●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### ●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

### いじめを行っている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう